

きのかわ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きのかわ福祉会定款第8条、22条の規程に基づき、理事・監事及び評議員の報酬について定めたものである。

(理事の報酬)

第2条 理事は、無報酬とする。ただし常勤の理事に対しては、月額3万円支給する。

2 前項の規程にかかわらず、会議出席の為の旅費、視察研修費等の実費弁償分は、別に定める。

(監事の報酬)

第3条 監事は、無報酬とする。

2 前項の規程にかかわらず、監事監査及び会議出席の為の旅費、視察研修費等の実費弁償分は、別に定める。

(評議員の報酬)

第4条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規程にかかわらず、出張旅費、視察研修費等の実費弁償分は、別に定める。

(適用除外)

第5条 法人職員が理事を兼ねる場合は、この規程を適用しない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。